

多摩都市計画特別用途地区の変更（多摩市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	備考
特別工業地区	約 ha 7.1 (7.1)	
特別業務地区	約 ha 21.3 (21.2)	
特別産業地区	約 ha 0.9 (0.9)	
合計	約 ha 29.3 (29.2)	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由：用途地域の変更に伴い、特別用途地区の面積を変更する。

変更概要

種類	変更前面積	変更後面積	面積	備考
特別工業地区	約 ha 7.1	約 ha 7.1	約 0.0ha	面積を再計測した結果、面積を変更する。位置及び区域の変更はない。
特別業務地区	約 ha 21.2	約 ha 21.3	約 0.1ha	
特別産業地区	約 ha 0.9	約 ha 0.9	約 0.0ha	

多摩都市計画特別用途地区の変更（多摩市決定）

新旧対照表

下線部は、変更箇所を示す。

（新）

（旧）

種 類	面 積	種 類	面 積
特別工業地区	約 7.1ha	特別工業地区	約 7.1ha
特別業務地区	約 21.3ha	特別業務地区	約 21.2ha
特別産業地区	約 0.9ha	特別産業地区	約 0.9ha
合 計	約 29.3ha	合 計	約 29.2ha

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

多摩都市計画特別用途地区（多摩市分）

2 理由

昭和 43 年の都市計画法の制定以降、東京都全域を対象とした用途地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和 48 年、昭和 56 年、平成元年、平成 8 年、平成 16 年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約 19 年が経過している中で、道路の整備による地形地物の変更（変化）などが多く発生したことにより、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、多摩都市計画用途地域の変更に伴い、面積を再計測した結果、特別用途地区の面積を変更するものである。

協議結果通知書

多摩市長
阿部 裕行 様

令和 5 年 10 月 27 日 付 5 多都都第 700 号で協議のあった多摩都市計画特別用途地区の変更に係る都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の協議については、都として意見はありません。

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

